

**新しい獣医学教育の方向性と  
獣医学教育者の責務に関する声明**

全国大学獣医学関係代表者協議会

会 長 吉 川 泰 弘

2011年9月

# 目 次

第1章 この声明の趣旨 .....	19
第2章 獣医学教育に関連する諸動向 .....	19
1、獣医学教育に関するニーズの変化 .....	19
2、獣医教育の改善・充実に関する「調査研究協力者会議」報告 .....	20
3、農林水産省獣医事審議会の答申 .....	21
4、獣医学共同学部、共同教育課程の発足 .....	22
第3章 この声明を発する必要性について .....	23
1、大学教育の質確保に向けた対応 .....	23
2、獣医系大学教育コアカリキュラム .....	23
3、コアカリキュラムと参加型実習 .....	23
4、参加型実習の重要性と実施体制上の課題の解決 .....	24
第4章 この声明の最後にあたって.....	24

## 第1章 この声明の趣旨

全国に存在する16の獣医系国公立大学の協議会である全国獣医学関係大学代表者協議会（以下本協議会）は、これまで日本獣医学会、日本獣医師会等の助力を得て、継続的に獣医学教育の改善に関わる活動を続けてきた。

しかし、頻繁な新興・再興感染症の出現、人獣共通感染症や国際家畜感染症の国内への侵入を受け、感染症防御・危機管理体制の確立や、また食の安全、食の安定供給の確保等が求められている。このため、獣医学教育において、獣医公衆衛生学を含む公共獣医事の充実、有用な人材の育成が喫緊の課題となっ

てきた。また、国際的な疾病統御体制の確立等を目指し、国際獣疫事務局（OIE）は各国の獣医学教育の国際基準となるミニマムコンピテンシーを提示した。

このように最近の獣医学教育を巡る国内、国外のニーズ、状況は極めて急激に変わりつつある。このような動向をうけ、本協議会は獣医学大学教育を豊かで実りあるものにするための考え方を提示する必要性を認識した。本協議会は、これまでの活動、諸問題の検討結果を総括し、新しい獣医学教育の方向性を示す必要があると判断し、この声明を発するものである。

## 第2章 獣医学教育に係る諸動向

### 1. 獣医学教育に対するニーズの変化

近年の獣医学教育および人材育成に対する社会のニーズは大きく変動した。また、このニーズの変化には国内的側面と国際的側面の両方がある。

第二次世界大戦後、国内的には獣医師へのニーズは、戦後の食糧増産のための畜産振興の支援からスタートした。家畜衛生、主要な家畜感染症の統御、産業動物の個別診療技術の高度化などが求められた（新しい産業動物獣医学の確立）。

その後、分子生物学・生命工学、ゲノムサイエンス等の著しい進展を受け、丸ごとの動物を扱う基礎獣医学へのニーズが急激に増加した（基礎獣医学の拡大・発展）。および、高度経済成長を経て少子化・核家族化が進行し、3世代の家族構成が崩壊した。家族の一員としての伴侶動物へのニーズが増大し、これに伴い、高度先端獣医療の提供が求められることとなった（高度獣医療技術の推進）。

高度経済成長後、飽食時代に突入し、健康ブーム等を反映した食の安全性志向が強まり、食品安全のための適正なリスク評価の実行が求められた。ガッ

ト・ウルグアイラウンド以後の国際貿易の拡大・食糧自給率の減少は、消費者の食へのリスク意識を一層高めることとなった。さらに国際的な人獣共通感染症のアウトブレイクや国際家畜感染症の国内侵入は、感染症統御・危機管理に対応する新しい獣医師へのニーズを生んでいる（感染症・リスク分析・公衆衛生分野の充実の必要性）。

このように、わずか半世紀の間に獣医師に求められる社会的なニーズは、変化し、増加・拡大の一途をたどってきた。

国際的には、各国の脅威となっている人獣共通感染症の統御、特に野生動物や家畜に由来する感染症のコントロールが求められており、国際獣疫事務局（OIE）を中心として、獣医師の役割を明確化する動きが出ている。また、拡大する世界貿易の中で世界食糧農業機構（FAO）が責任を持つ食糧供給や食の安全性の確保にも獣医師の責務が組み込まれている。OIEは動物福祉についても国際的標準化を図ろうとしており、各国の獣医サービス技術の高度化、斉一化を求めている。2009年OIE主催で、世界の獣医系大学長を集めて、第1回国際獣医学教育のあり

方について議論がなされた。その結果、2010年には、アドホック委員会が獣医学教育のミニマムコンピテンシー案を提出している。我が国にも、国際的対応のできる獣医師を育てる教育体制の確立が求められている。2012年5月にはリヨン大学で、第2回の世界獣医系大学の学長による会議が開かれた。

こうした国内外の状況は、獣医系大学教育に基礎獣医学、臨床獣医学、および社会獣医学分野の新しい人材育成を要求するものであり、大学教育はこのニーズに応えなければならない立場にある。

## 2. 「獣医教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告

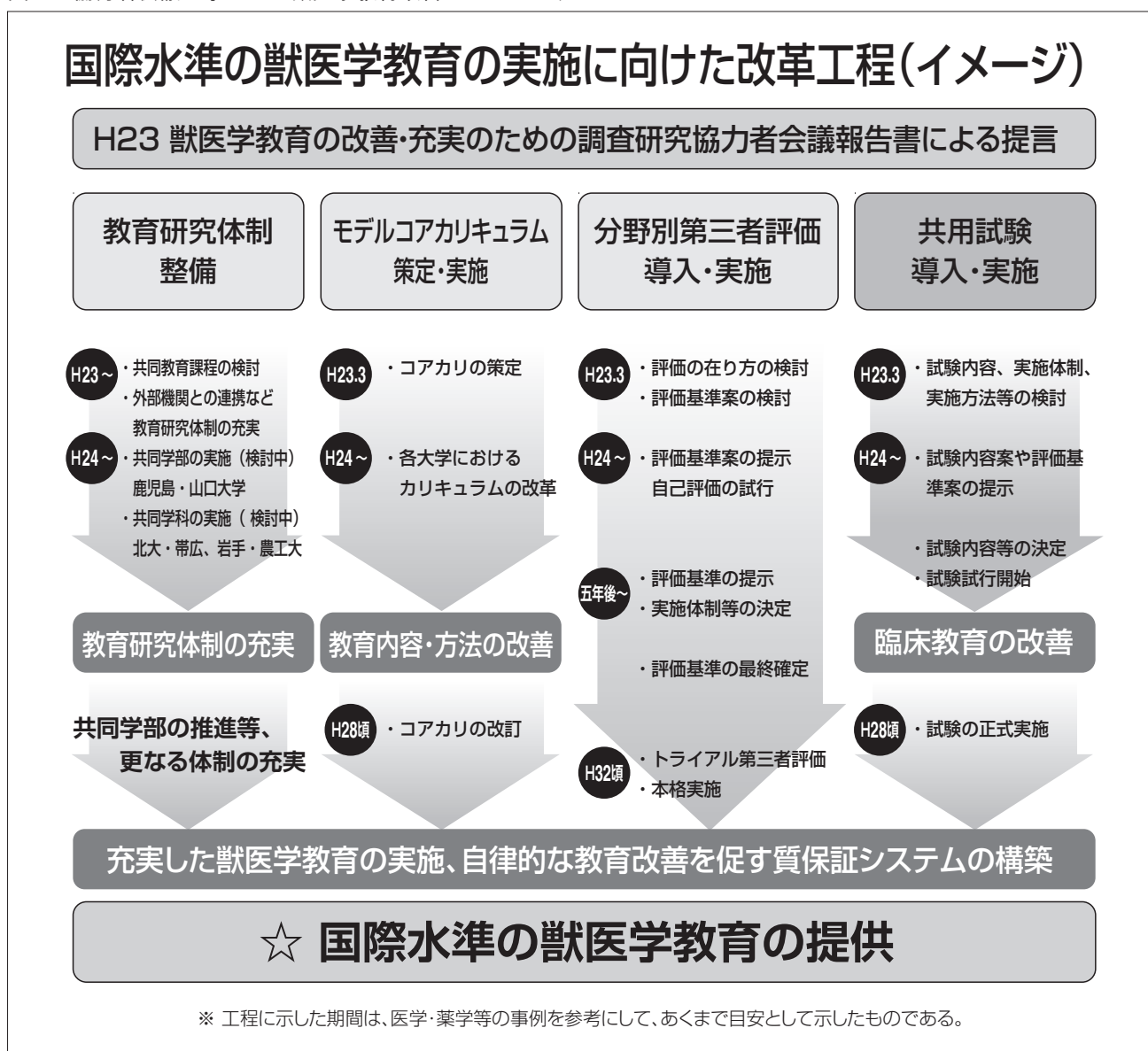
平成20年11月、文部科学省に「獣医学教育の改善・

充実に関する調査研究協力者会議（以下、協力者会議）」が発足した。協力者会議の目的は、「社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野の偏在など、我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究を行い、獣医学教育の改善・充実を図ること」であった。

協力者会議の調査項目は①社会的ニーズ等に対応した獣医学教育内容の在り方について、②獣医学教育の質の保証の在り方について、③獣医学教育・研究体制の在り方について、④その他であった。

協力者会議では、別途小委員会を設けて16大学のシラバスを解析し、獣医学教育におけるソフト、ハードの不足分、問題点を分析し、明らかにした。この

図1. 協力者会議で示された獣医学教育改善のロードマップ



分析結果を受けて、モデル・コアカリキュラム委員会（委員長：東京大学尾崎博教授）がスタートした。モデル・コアカリキュラム委員会は2年間にわたる検討の結果、平成23年3月に、獣医学教育コアカリキュラムを纏め製本化した（講義科目51科目、実習科目19科目）。コアカリキュラム委員会は、今後の改定作業等を含め、本協議会のもとに置かれる予定である。

協力者会議では、獣医教育の改善に関する検討の結果、以下の課題が提示され、課題への対応として、以下の6項目が示された。①コアカリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進と高学年を対象とした専門分野・職域別コースの設定など、大学の特徴を活かした教育体制の構築が必要である。②獣医学教育の質を確保する評価制度を構築する。コアカリキュラムを踏まえた学生の学習成果に対する厳格な評価や自己点検・評価、情報公開の実施の促進が必要となる。③共同学部・学科の設置など大学間連携の推進によるスケール・メリットを生かした教育研究体制の充実と、多分野連携による教育・研究の充実が必要である。④臨床教育の高度化に対応しうる動物病院の充実。学生の参加型臨床実習の充実と地域の獣医師のスキルアップ機能を担う中核的動物医療センターとして機能する大学病院となること。⑤イノベーション対応として、感染症研究、革新的な医薬品や機能性食品などの開発、食品の安全性審査等の活動を担う人材育成を行う。⑥教育研究の国際的な連携の進展。国際獣疫事務局（OIE）の活動に関連したコラボレーティングセンターやリファレンスラボに関しては、日本はアジアにおける主要な役割を果たしている。しかし、米国等と比較すると少なく、国際研究拠点としての位置づけを強化出来るよう人材育成が必要。

最終的に、文部科学省の協力者会議は、国際レベルの獣医学教育の施行と人材教育を行えるように、①共同学部を目指した共同教育課程の推進、②コアカリキュラムの実施、③分野別第三者評価体制の確立による教育の質の保証、④学生の質保証のための共用試験の導入の4つの柱をたて、そのロードマップを提示した（図1参照）。

### 3. 農林水産省獣医事審議会の答申

平成22年6月30日付けの獣医事審議会計画部会報告書に基づいて、農林水産省消費安全局畜水産安全管理課長名で、同日各獣医科大学あてに「獣医学生臨床実習における獣医師法第17条の適用について」という文書が送付された。

これは、これまでの獣医学生の見学型臨床実習の在り方を根本的に変えるものであった。獣医師国家試験に合格する以前の学生が臨床実習を受けるに当たり、獣医療に参加しうるといふ、所謂、参加型実習である。この制度は医歯薬及び看護分野では既に実施されていた。今回、獣医学について、その適応を考慮したものである。

当該文書の骨子は、臨床実習において獣医学生が行う獣医行為（獣医師法第17条との関係）について、「a、獣医師法で無免許獣医業罪が設けられている目的は、飼育動物に危害を及ぼす行為、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することにある。b、したがって、獣医師の資格を有していない獣医学生が獣医行為も、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師が行う獣医行為と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、違法性はないと考えられる。c、具体的には、大学が策定する指針により獣医学生に許容される獣医行為について、① 侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、② 獣医学教育の一環として一定の条件を満たす指導教官によるきめ細かな指導・監視の下に行われること、③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価を行うこと、を条件とするならば、獣医学生が獣医行為を行っても、獣医師が獣医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、獣医学生が獣医行為を行う手段・方法についても、上記①から③の条件を加え、④飼育動物の所有者等の同意を得て実施することという条件も満たせば、社会通念からみても相当であると考えられる。d、したがって、獣医学生が上記に掲げた①から④の条件の下に獣医行為を行う場合は、獣医師法上の違法性はないといえる」とい



うものである。

これを受けて本協議会では、獣医学生の実習における違法性阻却の最終的な解決手段としていかなる方法が適当かを、獣医学共用試験調査委員会を設置し調査をすすめた（委員長:北里大学高井伸二教授）。平成22年4月、上記調査委員会の調査結果（獣医学共用試験調査委員会報告書（中間答申）を受け、共用試験に関して準備を検討するための共用試験準備委員会を発足させた。

調査委員会の答申の骨子は以下の通りある。「調査委員会では獣医学教育改革の方法論として、参加型実習及び共用試験の必要性の可否から検討委した。意義と目的、期待される効果と予想される障害・問題点について、先行する医歯薬学における教育改革の経緯と参加型実習及び共用試験の現状について、それぞれの専門家から意見を聴取し比較検討した。その結果、獣医学教育の内容、方法（獣医学教育において学生に身につけさせるべき知識・能力の明確化）については、獣医学モデル・コアカリキュラムが、実践的な教育（見学型から参加型実習導入のために）と事前評価システム（教育及び学生の質の保証の担保）として獣医学共用試験（仮称）の導入が必要との結論に至った」（会議経過と資料が添付された）。

#### 4. 共同学部、共同教育課程の発足

新しい獣医学教育カリキュラムを構築し、日本の獣医学教育のレベルを引き上げ、欧米における獣医学教育と同等以上の水準で、モデル・コアカリキュラムや国際化に対応したカリキュラムを提供する試みとして、2つの国立大学が共同で教育課程を持つ体制がスタートする。具体的には、山口大学と鹿児島大学の共同獣医学部の設置。北海道大学と帯広畜産大学、東京農工大学と岩手大学の共同教育課程である。各大学の特徴を生かし、優位な教育・研究の資源を持ち寄り、スケール・メリットを生かし、重複部分を解除し、教育の拡充を図るものである。

平成23年6月15日、文部科学省の大学設置・学校法人審議会（大学設置審）により、山口大学共同獣医学部ならびに鹿児島大学共同獣医学部の新設が認められた。これにより、平成24年4月より両大学による共同獣医学教育課程が開始されることとなった。

全国初の“共同学部”設置を獣医学分野において実現することにより、山口大学の特色である「伴侶動物の高度獣医療」と、鹿児島大学の特色である「高度産業動物獣医療」を併せ持つ教育・研究の場が生まれ、スケール・メリットを生かしたりソースの充実による質の高い教育が実現することが期待されている。北海道大と帯広畜産大、岩手大と東京農工大においては学科レベルで獣医学の共通カリキュラムを組む「共同教育課程（共同獣医学科）」の設置が認められ、こちらも平成24年4月より開設されることとなっている。

新しい教育課程の主な目標は、①獣医学教育をめぐる世界の動向を踏まえ、国際的に通用する獣医師を養成する。②産業動物臨床、先端的な伴侶動物臨床教育、公衆衛生教育、ライフサイエンスにかかわる基礎獣医学教育、実験動物や野生動物医学に関する教育を充実させる。③家畜試験場や食肉衛生検査所、農業共済での実習、研修プログラムを充実させ、さらに、獣医学関連分野や獣医倫理などの教育を充実させる。④獣医師としての基礎知識、技能を向上させるため、アドバンスド科目を作り、職域に関連した授業を設定する。

共同教育課程等では31単位を相互に提供する。相互提供科目は、担当教員が移動して行う講義が主体となる。また、一部の科目は学生を移動させて、講義、実習を行う。コアカリキュラムは、日本の獣医学教育のミニマム・リクワイアメントであり、共同教育課程の特色を出すのは難しい。そのため、アドバンスド科目で、共同教育課程の特色を出す。この科目は教員の数が増えれば、それだけ教える分野が広がる。さらに、教員の専門分野に則った基礎から応用までの講義、実習が設定できる。

これまでの獣医教育改革の運動では、全国の国立大学獣医系分野の再編統合に主眼が置かれていた。しかし、今回の改革の特徴は、コアカリキュラムの作成、国際的獣医学教育ミニマムコンピテンシーの受け入れ、国立大学間で先行出来るところから新体制で新過程の教育を始める方式に変更され、大学設置審議会に認知された点である。理念から実行へとステップが移ったのである。

## 第3章

# この声明を発する必要性について

### 1. 大学の教育の質確保に向けた対応

大学の教育の質保証の方法として自己点検評価、及び2004年の国立大学法人誕生を機に義務付けられた機関別認証評価がある。これは各大学レベルの評価であり、専門分野に特化した評価ではない。他方、これまでに私立獣医系大学では、既に獣医学教育の相互評価を進めている。

前述したように、協力者会議の提言では、コアカリキュラムと共用試験等をベースとした、分野別の教育・研究体制の評価基準設定と第三者評価を行うための検討会のスタート、及び第三者評価のロードマップを示している。これまで、日本獣医師会の助力により、第三者評価の在り方、評価の基準とすべき獣医学教育の標準的カリキュラムが検討されてきた。今後、協力者会議のロードマップに沿って獣医学教育の改善、充実を図っていくとともに、第三者評価の体制について、具体的な検討を進める必要がある。

これは獣医学教育を担う、我々自身の問題である。教育の質の確保と学生の質の保証制度を確立し、次世代の有用な人材を育成することは、獣医学教育の責務を負う者の課題であること、この課題を解決するための惜しみない努力を果たすことを声明するものである。

### 2. 獣医系大学教育コアカリキュラム

今回、獣医学教育始まって以来の標準となるコアカリキュラムが作成され、公表された。これをもとに共通テキストが作成されることになる。コアカリキュラムは国際獣疫事務局（OIE）が求める獣医学教育のミニマムコンピテンシーを内包するものでもある。これにより、専門職業人養成としての獣医学教育の標準化を図ることが出来ると考えられる。本協議会にコアカリキュラム委員会とそれに連動して共通テキスト作成にかかわるWGを置く予定である。獣医学教育で目指すべき理念、目的を明確にし、す

べての獣医系大学で共通して教育すべき科目別の一般目標、到達目標を整理したモデル・コアカリキュラムが公表された（平成23年3月）ので、これを踏まえ、各大学においては、共同学部や共同教育課程等のようなスケール・メリットを生かし、教育内容・方法の一層の改善と、高学年を対象とした専門分野・職域別コースの設定など、大学の特徴を活かした、獣医師が進む多様な職域に対応する専門職業人の育成体制を構築する必要がある。

我々、獣医学教育者は、これまでの獣医学教育改革とゴールは同じであっても、アプローチする方法が全く異なることを認識し、全国の国公私立大学獣医系分野が協力して、この改革を実施することを声明する。

### 3. コアカリキュラムと参加型実習

獣医師を求める場合は基礎・応用生命科学研究、小動物臨床、産業動物臨床あるいは家畜衛生や行政機関等と広範で、多様化している。一方で、獣医師国家試験受験要件に相当する実習教育は、基礎獣医学実習の他に、主として病院の基礎実習と臨床の見学型実習を土台としてきた。しかし、これまでの獣医師資格を付与される以前の学習（学生実習）では、一部の身体侵襲のある診療技術や、実践現場でこそ磨かれる対人援助関係形成技術の修得のための実習などは、獣医師法第17条の問題もあり、実施されなかった。従って、国家試験に合格した学生は未熟な技術を内包して獣医職のスタートラインにつくことになっていた。

今回の参加型実習は、この点を補正し、実践経験を踏んだ臨床、公衆衛生等の専門学士を育てることを目的とし、コアカリキュラムやアドバンスド教育に組み込まれることになっている。国公私立獣医系大学の教員は、今後の学士課程の教育において、獣医師の活動の場の広がりを一層、強化する方向性をもって教育に当たる決意である。

#### 4. 参加型実習の重要性と実施体制上の課題の解決

獣医事審議会の答申にあるように、参加型実習を始めるにあたっては、実習の対象範囲の設定、学生の資質の評価・質保証、対象者への説明と同意が不可欠である。先行する分野では、学生の公平で透明性のある質保証として共用試験を導入している。

獣医学分野でもこの検討を進めるが、実施されるまでの期間は、大学間で調整した、国公立獣医系大学のガイドライン、マニュアルに従うこと、コアカリキュラムが実施される段階では、教育の質の保証と対外的な学生の質保証のためにも共用試験のような客観的評価の可能な体制を導入することが、社会に対する説明責任を果たすことにな

ると考えている。

また、参加型実習の成果を高めるには、確実な実習前後学習、教員の教育能力向上に加えて実習施設との関係の持ち方に留意する必要がある。すなわち、学生の到達目標や到達度評価の共有などの施設側との一体的な実習展開、さらに単に実習協力を求めるのではなく、常時、実習施設のサービス改善をとともに解決することや、獣医学の実践研究活動を施設と共同で取り組むという関係にすることが重要であると考えられる。

本協議会に参加型実習のためのガイドライン、マニュアル作成の委員会を設置するとともに、共用試験の準備委員会を置き、参加型実習の実施に向けて速やかに教育の質と学生の質の保証を得られる体制を確立していく決意である。

## 第4章

## この声明の最後に当たって

国公立獣医系大学では、新しいニーズに応え、国際的に通用する獣医専門職の人材を養成することを目指して、コアカリキュラム作成等、総合的な教育改善を試みようとしている。

コアカリキュラムでミニマムな基準を達成し、アドバンスド教育で大学の特徴を生かし、実践力、問題解決能力、状況への適応力を持つ獣医学士を育てる決意である。コアカリキュラム、共同学部・共同教育課程の設置、分野別第三者評価機構の設立、共用試験等の導入、そして参加型実習の実施など、協働者会議で検討され、提案されたロードマップに

沿って、責任を持って主体的に実行し、学士課程の教育の質改善を行っていく決意を込めて、この声明を発した。

獣医職は家畜やヒトの安全や、人の心の安寧に関与する職業を担い、失敗や間違いは許され難い職種である。今後に向けて、参加型実習に進む前の獣医系大学共用試験制度の導入や国家試験制度の在り方などを検討することも視野におき、教育の自由度拡大と教育の質保証の両立を図る必要があると考えている。

### 新しい獣医学教育の方向性と 獣医学教育者の責務に関する声明

平成23年9月 1版

発行 代表者 吉川 泰弘  
発行所 全国大学獣医学関係代表者協議会（事務局）  
〒113-8657 文京区弥生1-1-1  
東京大学大学院農学生命科学研究科